

## 5 佐藤英行議員

- 1 木田金次郎美術館開館30年と通年開館について
- 2 岩宇・南後志地区沖の洋上風力発電の動向について
- 3 特定（高レベル）放射性廃棄物最終処分場に関する文献調査に伴う電源立地地域対策交付金について



### 1 木田金次郎美術館開館30年と通年開館について

1984年、木田金次郎夫人、文子氏から岩内町へ木田の作品の寄贈が行われ、美術館創設の要請が行われました。1987年に森嶋敏行氏を世話人代表として町民有志25人によって、木田金次郎美術館を考える会が発足。精力的に活動し、1991年木田文子氏が亡くなり、開かずの間とされていたアトリエで木田の作品が明かされるのを機に、一気に美術館建設の機運が高まった。1994年に木田金次郎美術館が官立民営の運営方式で開館した。

木田金次郎美術館は来年、木田文子氏から創設を要請されてから40年、開館から30年を迎える。

これまで、様々な角度から木田を捉える企画展示を年2回実施し、木田作品の保存・展示はもとより、岩内の生活に根ざした美術文化の発展と普及のコンセプトのもと、絵画教室の開設と教室参加者の作品展、岩内美術協会の春秋展、中高美術部の作品展などを実施してきた。また、町内の商店の協力を得て、まちなか美術館、本年度は高校美術部の作品の常設を実施してきた。特筆すべきは、毎年行われている、ふるさとこども美術展は29回目を迎え、2024年2月23日から3月10日開催となっている。

1、開館30年を迎えるにあたり、どのような記念企画を計画しているのか。

2、美術館が12月から3月の4か月の閉館中に、臨時開館して行われる、ふるさとこども美術展を考えると美術館の通年開館が必要とされ、また、岩内町の歴史や観光面からも通年開館することにより、新たな展開が期待される。条例改定して通年開館をすべきではないのか。

**【答 弁】**  
**教 育 長 :**

1 項めは、開館30年を迎えるにあたり、どのような記念企画を計画しているのかについてであります。

木田金次郎美術館は、生涯、岩内の自然を描き続けた孤高の画家、木田金次郎の作品を中心とした岩内美術文化の普及と継承を図り、地域の文化と教育の振興に資するための施設として、平成6年11月3日に開館し、来年は開館30周年を迎えます。

活動の核となる収蔵作品は、開館当時91点の油彩作品でスタートしましたが、木田金次郎作品の寄贈や寄託を少しずつ受けることで、開館29年目を迎える現時点で、179点と、ほぼ倍増するまでに充実し、これに伴い、新たな木田金次郎に関する知見が蓄積され、企画展のテーマとして紹介することにつながっているほか、木田の存在が現在も絵を描く人や観る人が多い、絵の町の源流となっていることから、木田金次郎美術館の活動が、岩内美術文化の普及と継承に努める活動にもつながっているものと認識しております。

令和6年度の開館30周年記念事業といたしましては、開館時から倍増した収蔵作品に、借用作品を加えて開催する特別展示として、岩内大火から70年の節目の年であることから、前編大火前と、後編大火後に分けて、出品作品100点を超える最大規模の特別展示を開催するほか、木田と共に町民に広く親しまれた農民画家、佐藤栄次郎展や、岩内高校美術部出身若手作家の3人展、イベント関係では、当館ゆかりの演奏家によるアニバーサリーコンサートや、記念講演会の開催、特別ナイトオープンなどを予定しており、絵の町・岩内を共に作り上げた町民の皆様、全国各地から木田金次郎美術館を訪れる方と共に、節目の年を実感いただけるような事業を開催してまいります。

2 項めは、条例改正をして通年開館をすべきではないのかについてであります。

教育委員会といたしましては、現体制においても、ふるさとこども美術展を開催していること、また冬期休館に至った入館者の状況に大きな変化がないことから、現時点においては、通年開館については、考えていないところであります。

しかしながら、現在、町において岩内町立地適正化計画や産業振興プランの策定が進められており、それらを踏まえた中で、美術館の通年開館については検討されていくものと考えております。

## < 再 質 問 >

1954年岩内大火から70年と、木田金次郎作品の大火前と大火後の特別展を計画とのことであるが、大変期待するものであります。岩内大火でこれまで描き続けてきた全作品を焼失し、焼け跡にたたずむ自失茫然とした木田金次郎の姿が写真で残されています。市街の8割を焼き尽くす被害をもたらしました。しかしながら、岩内町は復興に向けて、また木田金次郎は絵筆を再び取り画業にと、不死鳥が如く復活しました。この大火を発端とし、水上勉は小説飢餓海峡を著しました。後年水上勉のご子息が長野県で無言館美術館を運営している窪島誠一郎氏であることが分かりました。窪島氏は木田金次郎美術館設立時、アドバイザー的存在でありました。岩内大火70年と美術館30年は美術館事業という範囲ではなく、郷土館、または岩内町での記念企画があれば全体でコラボした企画展との位置づけで進めてはどうか。

平成18年の新行政改革大綱によって平成19年冬季休館へと条例が改定されました。冬季4か月をNPO法人岩内美術振興協会が自主財源で運営してきましたが限界がきて、現在条例どおりの運営となっています。岩内町の自然、歴史、文化、食などの岩内町のこれからを見据えた場合、木田金次郎美術館は中核的施設となっている。開館30年を機に通年開館へ当初のように戻すべきであると考えます。冬季休館に至った入館者の状況に大きな変化がないというが、いつといつを比較しての変化か。町において岩内町立地適正化計画、産業振興プラン策定を踏まえて通年開館の検討とあるがいつ検討されるのか。

**【答 弁】**

**教 育 長：**

1 項めは、岩内大火70年と美術館30年は、美術館事業という範囲ではなく、郷土館、また岩内町での記念企画があれば、全体でコラボした企画展との位置付けで進めてはどうかについてであります。

記念事業につきましては、町長部局及び郷土館と連携する中で事業の展開を検討してまいります。

2 項めは、冬季休館に至った入館者の状況に大きな変化がないというが、いつといつを比較しての変化かと、町において岩内町立地適正化計画、産業振興プランの策定を踏まえて、通年開館の検討とあるがいつ検討されるのかについてであります。

入館者の比較につきましては、平成20年度からは実質入館者数は1万人を下回っており、現在は企画展の入館者も含め約6千人程度となっております。

次に、岩内町立地適正化計画及び産業振興プランについては、令和6年度中に策定されると伺っており、策定の経過を踏まえて、通年開館について検討されていくものと考えております。

## 2 岩宇・南後志地区沖の洋上風力発電の動向について

経済産業省と国土交通省は5月12日、岩宇・南後志地区沖での洋上風力発電をこれまでの準備区域から整備に向け関係者が具体的な検討に入る次段階の有望な区域へ、他の道内4区域と共に選定をした。経済産業省の試算では、岩宇・南後志地区沖は70.5万キロワットとされている。再生可能エネルギーとしての洋上風力は、陸上より風が強く、効率よく発電ができるとされている。

しかしながら、風力発電、特に陸上風力発電に関しては、電磁波の影響、景観、自然破壊等の観点から住民からの反対も多く、導入の反対を表明する自治体も出てきている。洋上風力発電についても漁業への影響、景観への懸念、バードストライクの問題、また電磁波による人体への影響、等々の課題が上がっている。

経済産業省と国土交通省は10月3日、洋上風力発電のうち、海底に固定する着床式ではなく海に浮かべる浮体式の整備に向けた準備区域に、岩宇・南後志地区沖、島牧沖を選定した。岩宇・南後志地区沖の有望な区域となっているのは着床式であるので、これまでと異なった進め方となることが予想される。

1、これまで岩宇・南後志地区洋上風力発電導入推進組合が行ってきた経過と内容は。

2、浮体式準備区域とされたことにおける今後の進め方は。

3、洋上風力発電を行うことによるデメリット、懸念されることの住民説明会はいつの段階でなされるのか。

**【答 弁】**  
**町 長：**

1 項めは、岩宇・南後志地区洋上風力発電導入推進組合が行ってきた経過と内容についてであります。

岩宇・南後志地区洋上風力発電導入推進組合については、当町を含む、寿都町、神恵内村、泊村、共和町、蘭越町の6町村、及び古宇郡、岩内郡、寿都町の3漁協で構成され、令和4年4月28日に設立会議を開催し、組合規約について、組合長の互選について、副組合長、監事及び事務局長の選出について、セミ・セントラル募集要項等について協議しております。

また、令和4年6月から令和5年8月にかけて、計5回の幹事会が開催されており、有望区域の指定に向けた国、道に対する情報提供や、国のセントラル方式により実施される地盤調査や風況調査など各種調査への協力事項等について協議をしております。

2 項めは、浮体式準備区域とされたことにおける今後の進め方についてであります。

本年10月3日に、当海域が浮体式の整備に向けた既に一定の準備段階に進んでいる区域に選定されたところであり、今後におきましては、これまで進められてきている着床式と同様に、利害関係者の特定や、系統確保、風況等の自然的条件、航路・港湾との調整など、区域指定の基準に基づき各種調査が国において進められることから、組合といたしましても、引き続き、国に対し各種調査に必要な情報提供等を行うことで調査実施に協力してまいります。

3 項めは、洋上風力発電を行うことのデメリット、懸念されることの住民説明会はいつの段階でなされるのかについてであります。

洋上風力発電を行うことによるデメリットにつきましては、一般的には、風力発電設備からの音や生態系への影響、景観の変化などによる漁業や環境への影響等が挙げられるところではありますが、発電設備の設置場所や規模等により、その度合いも様々であると考えられます。

そのため、洋上風力発電の導入に当たっては、発電事業者において環境影響評価法に定める環境アセスメントの実施による調査・予測・評価が義務づけられているところであり、その調査・予測・評価を受け、環境影響の回避、または低減措置及び代償措置を検討するものとされております。

また、住民説明会につきましては、現時点では開催予定はございませんが、町といたしましては、今後、組合において様々な協議を重ね、各種調査等が行われていく段階においては、組合が一定程度足並みを揃えた中で、住民の方々へ説明する機会を設け、地域としての共通理解を深めていくことが重要と考えており、住民説明会の開催時期や、その方法等については、今後、組合の中で協議されていくものと考えております。

### 3 特定（高レベル）放射性廃棄物最終処分場に関する文献調査に伴う電源立地地域対策交付金について

高レベル放射性廃棄物の最終処分場選定に向け、寿都町と神恵内村で国内初の文献調査が始まり3年が経過した。当初、年内に報告書原案を提示、そして調査報告を年明け以降に完成する見通しであったが、報告書案の審議開始時期を来年2月中旬以降としたとの報道があった。

令和2年第3回定例会の私の一般質問、高レベル放射性廃棄物、核のゴミの最終処分場選定の文献調査に応募する考えはに対し、現時点で文献調査の応募は考えていないと町長は答弁している。

令和3年8月11日開催の原子力発電所問題特別委員会において、寿都町が文献調査を受けることにより交付される電源立地地域対策交付金について、令和3年8月4日に寿都町から4町村に対し、制度を活用し地域振興に役立ててもらいたいとの説明があり、岩内町ではこれまで同様に電源立地制度を活用していくとした、との報告があった。国のほうから、担当者からはっきりと、これを交付してもらったからと言って、賛成だ反対だという、そういう意思を問うとか、今後においてその意思を明確にさせていただきたいとか、そういう紐付きのものではないんだ、そういう説明を明確にいただいておりますとの町長の発言がある。なお、北海道、島牧村、黒松内町、蘭越町はこの交付金の受取を拒否している。

1、紐付きのものではないといった国からの担当者の言を記録しているのか。

電源立地地域対策交付金は、発電用施設周辺地域整備法及び同施行令によると、発電用施設の設置及び運転の円滑化に資するために交付するものであるとある。

発電用施設とは、原子力発電関係では、原子力発電施設及び原子力発電に使用される核燃料物質の再処理施設その他の原子力発電と密接な関連を有する施設とされている。

また、原子力発電と密接な関連を有する施設として、核燃料サイクル関係で使用済み核燃料の関係を中心に、発電用施設周辺地域整備法施行令において、14項目を挙げている。その中に特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律に規定する最終処分施設が規定されている。

電源立地地域対策交付金は、これらの施設の設置が行われ、または行われることが見込められる市町村等に交付されるとしている。

この交付金制度の趣旨からすると、発電用施設の設置を受け入れる意思がないことを表明しつつ、施設設置の可能性の調査のみを受け入れる場合、電源立地地域対策交付金は交付することは適切ではないと読み取れる。

2、現時点で文献調査の応募は考えていない発言と、受け入れる意思がないことを表明しつつ調査のみを受け入れる場合、電源立地地域対策交付金は交付することが適切ではないとの見解を踏まえ、特定放射性廃棄物最終処分場に関する文献調査に伴う電源立地地域対策交付金を当町が授受した内実はどのような理由なのか。また、この交付金を受けたことに対して将来どのようなことが考えられるのか。

## 【答 弁】

### 町 長：

1 項めは、紐付きのものではないといった国からの担当者の言を記録しているのかについてであります。

特定放射性廃棄物最終処分場に関する文献調査に伴う電源立地地域対策交付金の配分につきましては、令和3年8月4日、寿都町長の呼びかけにより、隣接する島牧村、黒松内町、蘭越町、隣々接にあたる岩内町の4町村長の出席のもと、打合せ会議が行われております。

会議では、寿都町長から文献調査に応募した主旨などが説明された後、同席した経済産業省の担当者より電源立地地域対策交付金の配分に関する説明があり、その後の質疑において、出席した首長からは交付金の配分を受けた場合、最終処分場の建設を了承したことになるのかといった主旨の質問に対して、経済産業省の担当者より、文献調査に対する交付金は賛否に関わらず配分される旨の説明がされたものであり、本町では、その会議における説明内容や発言要旨等についてを担当者がメモとして記録しております。

2 項めは、特定放射性廃棄物最終処分場に関する文献調査に伴う電源立地地域対策交付金を当町が授受した内実はどのような理由からか、また、この交付金を受けたことに対して将来どのようなことが考えられるのかについてであります。

電源立地地域対策交付金交付規則において、交付対象となる施設は、原子力発電施設及び原子力発電密接関連施設と規定されており、特定放射性廃棄物最終処分施設は、密接関連施設に該当し、交付対象とされております。

また、交付対象となる市町村については、施設の所在市町村、隣接市町村又は隣々接市町村、また所在市町村の定義として、施設が設置されている又は設置が見込まれる地点を区域内に含む市町村とされております。

この度の文献調査に伴う交付金については、設置が見込まれる市町村である寿都町に対して配分され、隣々接である本町も交付対象となり、施設の設置と設置が見込まれるとの間は、一連の流れのものではなく、区分されているものと捉えております。

そのため、施設設置の可能性の調査のみを受け入れる場合であっても、設置が見込まれる場合に該当するものと認識しております。

このことから、町としては文献調査の受入れや施設の設置の賛否に関わらず、交付金制度の趣旨に沿ってこの交付金を活用することは地域振興のため有用性が高いものとして、交付金の配分を希望したところであります。

次に、交付金を受けたことに対して、将来にどのようなことが考えられるかにつきましては、寿都町での文献調査に伴う交付金として、本町は令和3年度と令和4年度の2年間で各年度7千5百万円、合わせて1億5千万円の配分を受け、これまでに基金への積立事業を実施し、各年度とも既に実績報告も終え、交付金事業として完了しているところであります。

いずれにいたしましても、電源立地地域対策交付金制度によるこの交付金については、本町においてこれまでも活用してきた電源立地地域対策交付金と同じ交付金制度によるものであり、交付金の制度上も地域振興を目的としたものであると認識しております。

したがって、今後も町の施策を推進するにあたっては、本町にとっては町税などと同様に貴重な財源として、住民生活の安心・安全のため、また教育



・福祉・地域経済のために有効的に活用してまいりたいと考えており、交付金を受けたことにより、今後の調査や設置に対する町の方針に影響が生じるものではないと考えております。

## < 再 質 問 >

電源立地地域対策交付金の趣旨は、発電用施設周辺地域整備法により、特別会計に関する法律にのっとり交付されるものである。発電用施設周辺地域整備法は、発電用施設の設置及び運転の円滑化に資することを目的とし、発電用施設とは、原子力発電施設、水力発電施設若しくは地熱発電施設又は火力発電施設で、政令で定める者が設置する政令で定める規模以上のもの及び原子力発電に使用される核燃料物質の再処理施設その他の原子力発電と密接な関連を有する施設で、政令で定めるものであり、施行令では、原子力発電と密接関連を有する施設として、14項目が定められており、その中に、特定放射性廃棄物最終処分に関する法律に規定する最終処分施設とあります。

また、特別会計に関する法律、施行令第51条第1項第8号に、立地市町村等における発電の用に供する施設の設置及び運転の円滑化に資する知識の普及又は次に掲げる措置若しくは事業に要する費用に充てるため当該立地市町村等に対して行う交付金とある。

寿都町における特定放射性廃棄物最終処分場にかかる文献調査に伴う電源立地地域対策交付金は、交付金の趣旨にのっとれば、最終処分場の設置の円滑化に資することを目的として交付される、交付を受けることになるのではないかと。

**【答 弁】**

**町 長：**

このたびの文献調査に伴う交付金については、設置が見込まれる市町村である寿都町に対して配分され、隣々接である本町も交付対象となり、施設の設置と設置が見込まれるとの間は、一連の流れのものではなく、区分されているものと捉えております。

加えて、電源立地地域対策交付金制度によるこの交付金についても、本町においてこれまでも活用してきた電源立地地域対策交付金と同じ交付金制度によるものであり、交付金の制度上も地域振興を目的としたものであると認識しております。

したがいまして、最終処分場の設置の円滑化に資することを目的として交付を受けたものではないと考えていることから、電源立地地域対策交付金につきましては、今後も町の施策を推進するにあたっての貴重な財源として、住民生活の安心・安全、また教育・福祉・地域経済のために有効的に活用してまいりたいと考えております。